

# 安城芸妓文化振興会会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は安城芸妓文化振興会と称し、事務所を安城商工会議所内に置く。

(目的)

第2条 本会は安城の伝統的芸妓継承者の育成並びに資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1)安城芸妓の育成並びに資質向上のための助成
- (2)安城芸妓の広報並びに宣伝
- (3)その他本会の目的達成のため必要な事業

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同するものをもって組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- |        |      |     |
|--------|------|-----|
| (1)会   | 長    | 1名  |
| (2)副   | 会 長  | 2名  |
| (3)理   | 事    | 若干名 |
| (4)監   | 事    | 2名  |
| (5)会計兼 | 事務局長 | 1名  |

(役員を選任及び任期)

第6条 役員を選任及び任期は次の通りとする。

- (1)理事及び監事は総会において選任する。
- (2)会長は理事の互選により選任する。
- (3)副会長及び会計兼事務局長は会長の推薦により総会の承認を得て選任する。
- (4)役員任期は2ヶ年とし再選を妨げない。ただし補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (5)本会に顧問を置くことができる。ただし顧問は会長が委嘱する。

( 会 議 )

第7条 本会の会議は總會及び役員会とする。

(1)總會は年1回開催し重要事項を決議する。

(2)會議は会長が召集し會議の議長となり、出席会員の過半数によりこれを決する。

( 経 費 )

第8条 本会の経費は会費・寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

( 会 費 )

第9条 本会の会費は1口5,000円とし、1口以上とする。但し法人会員は2口以上とする。

( 会計年度 )

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

( 委 任 )

第11条 その他の本会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

( 付 則 )

(1)本会則は本会の設立總會において決議された平成14年11月日より実施する。

(2)本会の役員任期は第6条の規定にかかわらず、初回に限り選任の日から始まり平成16年3月31日までとする。

(3)本会の会計年度は第10条の規定にかかわらず、初年度に限り会則発効日に始まり平成16年3月31日までとする。

以 上

## 安城芸妓文化振興会入会申込書

平成 年 月 日

### ・入会します

申込口数 口

( : 個人 1口 5,000円 1口以上  
: 法人 1口 5,000円 2口以上 )

個人又は法人に 印をお願いします。

〒

: 住 所

: 事業所名

: 氏 名

: 電 話

: F A X

振込先 碧海信用金庫 本店 普通 1034214  
あいち中央農農協 本店 普通 001143  
三菱東京UFJ銀行 本店 普通 4587243  
岡崎信用金庫 安城支店 普通 3155848

口座名義 あんじょうげいぎぶんかしんこうかい 安城芸妓文化振興会 じむきょくちょう 事務局長 おおみ さとし 大参 斌

ホームページ <http://www.ebiisukai.jp/>

案内文送付 可 不可 いずれかに をしてください